

加古川市実費徴収補足給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、加古川市とする。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者とする。

(給付対象費用及び給付限度額)

第4条 給付対象費用は日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用とし、給付限度額は児童1人当たり月額2,500円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする給付対象者は、加古川市実費徴収補足給付金

交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（給付金の交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する給付金の交付申請があったときは、必要な事項を審査のうえ、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金の交付の可否を決定したときは、加古川市実費徴収補足給付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により給付金の交付を決定した給付対象者に、第4条に規定する給付限度額の範囲で給付金を支払うものとする。

（調査）

第8条 市長は、給付金に関し必要と認めるときは、給付金の交付を受けた給付対象者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（決定の取り消し）

第9条 市長は、給付対象者が偽りその他不正の手段により給付金を受けたときは、給付金の交付決定を取り消すものとする。

（給付金の返還）

第10条 市長は、給付金の交付決定を取り消した場合において、すでに給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年12月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市実費徴収補足給付事業実施要綱第4条の規定は、令和元年10月1日以降に利用した子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）に係る法第20号第4項に規定する教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用（以下「実費徴収額」という。）について適用し、同日前に利用した特定教育・保育等に係る実費徴収額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。